

入札件名：平成29年度省エネルギー促進に向けた広報事業（マッチングセミナー、広報イベント、省エネ取組事例集、省エネ推進機関連携会議、シンポジウム）

本件に係る資料は、以下記載の資料番号1～15から構成されており、紙配付は行っていないため、統一資格審査申請・調達情報検索サイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

なお、入札説明会に参加の際は、各自、持参すること。

【統一資格審査申請・調達情報検索サイトからダウンロードする資料】

資料番号	資料名
1	入札公告
2	仕様書
3	評価項目一覧
4	契約書案

【中国経済産業局ホームページ（※）からダウンロードする資料】

資料番号	資料名
5	中国経済産業局入札心得 （総合評価落札方式 電子調達システム対応版）
6	予算決算及び会計令（抜粋）
7	応札資料作成要領
8	評価手順書（加算方式）
9	（様式1）質問状
10	（様式2）入札参加表明書【電子入札の場合】
11	（様式3）入札書 [紙による入札の場合]
12	（様式4）理由書 [紙による入札の場合]
13	（様式5）委任状 [紙による入札の場合]
14	（様式6）提案書ひな型
15	（様式7）見積書

※http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html
 （中国経済産業局＞調達情報＞入札公告関係資料＞1．総合評価落札方式）

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入開札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

平成29年6月12日

支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 小島 暢夫

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度省エネルギー促進に向けた広報事業（マッチングセミナー、広報イベント、省エネルギー事例集、省エネ推進機関連携会議、シンポジウム）

(2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号2）のとおり。

(3) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価で行う。

なお、本件については入札に併せて提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（資料番号6、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成28・29・30年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。

(3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

資料番号1～15のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、入札説明会等での紙配付は行わないので注意すること。

ア. 表紙及び資料番号1～4

統一資格審査申請・調達情報検索サイトの「調達情報検索（日本語）」から「一般競争入札の入

札公示（WTO対象外）」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達資料」を必ずダウンロードすること。

<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

イ. 資料番号5～15

中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※1. 総合評価落札方式のものをダウンロード

(2) 入札説明会の日時及び場所

平成29年6月19日（月）13時30分

中国経済産業局 第4会議室（広島合同庁舎2号館2階）

(3) 質問期限

平成29年6月30日（金）17時00分

仕様書、提案書、評価項目一覧表等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ、様式1質問状（資料番号9）を添付しメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用しての質問は不可とする。

(4) 提案書等・入札書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提案書等・入札書の提出期限

平成29年7月5日（水）17時00分

イ. 提案書等の提出場所及び提出方法

本公告末尾に記載の連絡先へ、以下に示す提案書等の資料を提出（持参）すること。

なお、提案書等の電子調達システムを使用しての提出は不可とする。

・ 提案書（紙資料10部）

資料のサイズはA4判カラーにすること。ただし、特別に大きな図面等が必要な場合は、A3判にて提案書の中に折り込むこと。

・ 評価項目一覧（資料番号3）の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの（提案書と同一部数）

・ 平成28・29・30年度競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し（1部）

ウ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

政府電子調達（GEP S）（<https://www.geps.go.jp/>）から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「証明書・提案書等提出」画面にて様式2入札参加表明書（資料番号10、以下「表明書」という。）を提出し、次に「入札（見積）書提出」画面にて入札書を提出すること。

※電子調達システムにより入札書を提出するためには、先に「証明書・提案書等提出」画面にて表明書を提出しなければならないことに注意する。

[紙による提出]

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の連絡先へ、提案書等と合わせて様式3入札書（資料番号11）及び様式4理由書（資料番号12）を紙により提出（持参）すること。

※入札書を入れる封筒には入札書のみを入れ、密封し、その封筒の表に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び件名を記載して提出すること。提案書等の他の資料は同封しない。

エ. 留意点

- ・代理人による入札の場合、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定める委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は様式5委任状（資料番号13）を提出すること。
- ・提案書等は、応札資料作成要領（資料番号7）及び様式6提案書ひな型（資料番号14）を確認の上作成すること。
- ・提出した提案書等・入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・提案書等の作成に要する費用は入札者の負担とする。
- ・提出した提案書等について中国経済産業局から説明を求められた場合は、入札者の責任において速やかに説明しなければならない。

(5) 入札者による提案書等の説明（プレゼンテーション）
プレゼンテーションは実施しない

(6) 開札の日時及び場所

平成29年7月12日（水）10時30分

中国経済産業局 2階 地方連絡室

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

(7) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（4）ウ．入札書の提出場所及び提出方法並びに（6）開札の日時及び場所のみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

入札心得第14条から第16条に基づき落札者を決定する。

なお、総合評価点の点数配分は以下のとおり。評価方法の詳細については評価手順書（加算方式）（資料番号8）を参照のこと。

総合評価点＝技術点（100点）＋価格点（50点）

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 見積書及び契約書

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書及び単価設定の根拠資料を直ちに提出すること。作成に当たっては、様式7見積書（資料番号15）を参考とすること。

(2) 契約書

落札者は、契約書案（資料番号4）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札すること。

○委託契約書条文（概算契約）

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※3. 契約書等フォーマット 委託契約書条文をダウンロード

8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. 問合せ先

(1) 電子調達システムに関する照会先（操作方法等）

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP電話等を御利用の場合）

FAX 017-731-3178

受付時間 平日8時30分～18時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。）

URL https://www.geps.go.jp/contact_us

(2) その他、本件に関する連絡先（提案書等、紙による入札書、質問状等の提出先）

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

担当者：船田、舟木

電話 082-224-5741（ダイヤルイン）

E-mail: funada-yoshiji@meti.go.jp

仕様書

1. 事業名

平成29年度省エネルギー促進に向けた広報事業（マッチングセミナー、広報イベント、省エネ取組事例集、省エネ推進機関連携会議、シンポジウム）

2. 事業目的

経済産業省では、2015年7月に長期エネルギー需給見通し、いわゆる「エネルギーミックス」を決定し、2030年度までに最終エネルギー消費で5,030万kL程度の省エネルギーを実施することとしており、産業部門、民生部門など各部門でより一層の省エネルギーへの取組みが求められている。

このような状況において、一般消費者及び事業者に対して、省エネルギー・節電等の必要性を啓発し、家庭及び工場等における省エネルギー機器等の普及及びエネルギー消費削減行動を喚起することが必要である。

このため、(1)各メーカーから最新の省エネ機器・設備の情報提供（プレゼンテーション）を行い、主に中小企業等の省エネ機器等の導入を促すための「省エネ機器等導入促進マッチングセミナー」を開催、(2)一般消費者を対象として、省エネルギーや節電の必要性や方法について楽しみながら理解し、各家庭で実践してもらえる「広報イベント」を開催、(3)「省エネ取組推進機関連携会議」を開催し、中小企業等の省エネ取組に係るニーズ等の情報提供を行うとともに、推進機関の役割や連携方法等を検討・整理し、今後の方向性等を取りまとめ、(4)エネマネ事業者等のサードパーティを活用し、省エネに成功した事例を紹介した「省エネルギー取組事例集」を作成、(5)企業のエネルギー管理責任者等を対象として、我が国の省エネルギー政策や工場・事業場における省エネ取組事例の情報を幅広く提供する「エネルギー使用合理化シンポジウム」を開催する。

3. 事業内容

(1) 「省エネ機器等導入促進マッチングセミナー」（仮称）

中国地域において、主に中小企業者等を対象として、最新の省エネ機器・設備を各メーカーから情報提供（プレゼンテーション）を行い、コスト削減や経営効率化にもつながる省エネ機器等の導入を促すためのセミナーを開催する。

① 開催場所

広島市内

② 開催時期

平成29年9月～10月（セミナー4回：午前Ⅰと午後Ⅱ×2日間）

③ 参加人数

60人程度（各セミナー）

④ セミナーの内容等

以下の内容について、省エネ機器・設備の紹介をセミナー形式で行うこととし、詳細な内容については中国経済産業局と調整の上、決定するものとする。なお、より効果的な形式、関心が高いと思われる内容を記載する場合は提案とする。

■構成：1日の例

午前Ⅰ：プレゼンテーション3社程度（各社30分程度）

午後Ⅱ：プレゼンテーション4社程度（各社30分程度）

（プレゼン企業の重複を可とする）

■テーマ

具体的なテーマは、照明、空調、ヒートポンプ、給湯器、ボイラ、EMSなどを想定。なお、例示したテーマ以外に取り上げるべきテーマがある場合は提案とする。

■資料

各セミナーの内容に関する資料集（事業の効果把握のためのアンケートを含む）を作成し、参加者に配布すること。なお、資料の仕様については以下を想定するが、内容等に応じて変更するものとする。

ア．配布資料（議事次第、各社配布資料の簡易なセット）

イ．アンケート（モノクロ・片面印刷・1頁）

⑤講演者の選定

講演者選定については公平性を確保すること。選定方法は、契約後、中国経済産業局担当者と協議の上決定する。なお、公募など公平性確保の手法について提案すること。

⑥アンケートの実施

セミナーの参加者に講演内容の理解度や要望等を把握するためのアンケートを実施し、集計・分析を行い報告書に記載すること。

⑦留意事項

- ・会場確保、当日会場設営・運営、セミナー申込み受付・取りまとめ、講演者との連絡調整、セミナー実施全般について対応すること。
なお、会場については、9/22（金）、9/25（月）の広島合同庁舎会議室（定員60～80名）を仮予約しており、無料で利用可能。
- ・会場備品として、パソコン、プロジェクタ、スクリーン、レーザーポインタ、マイク（3本）を手配すること。また、座席はスクール形式とする。
- ・その他、事業を実施する上で必要となる事項については、中国経済産業局と調整の上、実施するものとする。
- ・セミナー受講生募集については、チラシを作成しHP等にて広報すること。より効果的な方法がある場合は提案とする。
- ・予定価格の積算には、講演者への謝金、旅費は計上していない。

(2) 「広報イベント」

中国地域内の地方自治体等主催の環境イベント1か所程度において、一般消費者向けに省エネ・節電等の普及啓発につながるブースを出展する。

① 日時・場所

「脱・温暖化フェアinひろしま2017」

日時:平成29年9月24日（日）（予定）

場所:中国運輸局広島運輸支局構内（広島市西区観音新町4丁目13番13-2号）

② 事前周知

告知チラシを各500部作成し、中国経済産業局と協議の上、地方自治体や消費者団体等（各30～40件）に配布すること。配布先については、中国経済産業局と協議の上選定する。その他、効果的な周知方法がある場合は提案とする。

③ ブースの規模

ア．6m×4m程度

（ブース料金、基本設備<いす2脚、長テーブル4脚、電気>は無料）

④ ブース内容

一般消費者が家庭における省エネや節電に対する理解と関心を深め、新たな発見を得るような体験学習型を中心としたものとする。具体的には、体験型の展示物等を用いて、ゲーム又はイベント的要素も加味し、主婦や子供を中心とする一般消費者の参加意欲を高める企画を提案すること。

〈企画例〉

- ・パソコンを使って自宅のエネルギー使用量や料金を認識するコーナー
- ・LEDランプや白熱電球などの使用電力量の違いを比較体験するコーナー
- ・発電することの大変さを体験するコーナー
- ・省エネ工作教室、省エネクイズ大会、移動展示車 など

⑤ アンケートの実施

広報イベントの参加者に展示内容の感想や省エネへの関心度等を把握するためのアンケート（300枚程度）を実施し、集計・分析を行い、報告書に記載すること。

⑥ 留意事項

- ・提案書には、ブース展示イメージ、来場者への具体的なプレゼンテーションやアピール方法等の創意工夫点も含めて企画内容を詳記すること。
- ・最終的な出展内容については、中国経済産業局と調整の上、決定すること。
- ・ブースには、展示内容全般の説明者、体験コーナーの運営担当者を配置すること。
- ・展示物や印刷物の製作にあたっては、事前に中国経済産業局と十分な協議を行うこと。
- ・本イベントのために作成した展示物等の権利（知的財産権を含む）は中国経済産業局に帰属するものとする。
- ・事業の遂行に当たっては、その広報・周知の手段といえども、景品の購入やノベルティグッズの製作は事業費として認めない。

(3) 「省エネ取組推進機関連携会議」（仮称）

中国地域において、中小企業等の省エネ取組を推進するため、自治体、商工団体、金融機関、その他支援機関の関係者にヒアリング等（電話、書面のやり取りでも可）を実施（20件程度）し、各機関のニーズや課題を把握した上で、省エネ取組推進機関連携会議（1回）を開催し、中小企業等の省エネ取組に係る各機関の役割や連携方法等などを検討・整理し、今後の方向性等を取りまとめる。

- ・開催時間は2～3時間（参加機関の情報提供を含む）。会場の確保、会議の設営や運営、出席者との連絡調整、会議全般について対応すること。なお、会場については、広島合同庁舎会議室も利用可能。
- ・会議は自治体、商工団体、金融機関、エネマネ事業者その他支援機関等から15名程度で構成、広島市内にて1回開催し、事前のヒアリング等の結果を情報提供するとともに、議論の内容を整理し、今後の方向性等を取りまとめる。
- ・ヒアリング先への面会約束の取り付け等は受託者自身が行うこと。
- ・ヒアリングは電話や書面のやり取りをもって代えることを可とする。
- ・本事業の着手前に中国経済産業局と打合せを行い、ヒアリングの内容、方向性等を調整すること。
- ・同連携会議構成員のうち、コーディネータ1名（首都圏）と2名程度（中国地域内）の旅費を確保すること。

(4) 「省エネ取組事例集2017」

主に中小企業等の省エネ取組を促進するため、エネマネ事業者等のサードパーティを活用し、省エネに成功した事例を紹介した事例集を作成する。

- ① 事例の収集
 - ・事例集の作成に際しては、サードパーティの活用効果が確認できるよう、活用前後のエネルギー使用実績を記載すること。（原単位での記載可）
- ② 事例の選定
 - ・エネルギー有効活用事例、先端的設備の導入事例、その他、先進的・独創的な取組のうち、省エネ・節電効果の高い事例を選定すること。
 - なお、事業者への取材に際し、中国地域の特定事業者・指定工場等に配布、ウェブ掲載等されること、掲載内容等を中国経済産業局が活用することについて、当該事業者の承諾を得ること。
- ③ 事例集の構成
 - ・記載する事例は7件程度とする。
 - ・構成は、A4判両面・カラーで20ページ程度とし、本事業の目的にあった構成、表紙・デザイン、写真等を活用した分かりやすい内容とすること。
- ④ 事例集の印刷・提出
 - ・事例集は1,500部印刷する。
 - ・印刷物と電子媒体（DVD-R等）1枚を提出する。
 - ・本事例集は、エネルギー使用合理化シンポジウムで配布のため、平成30年2月6日（火）までに納品すること。
- ⑤ 事例集の配布等
 - ・エネルギー使用合理化シンポジウム等で参加者に配布するほか、参加しなかった中国地域の特定事業者・指定工場等（想定400部程度）へ送付すること。
- ⑥ 留意事項
 - ・調査票の内容、事例の選定、最終的な構成については、中国経済産業局と協議の上、決定すること。
 - ・事例集の著作権、著作権は、中国経済産業局の帰属とすること。
 - ・掲載事業者の選定方法、記載内容、構成等について、入札提案書により提案すること。

(5) 「エネルギー使用合理化シンポジウム」

企業・自治体等のエネルギー管理の責任者（省エネ法のエネルギー管理統括者等）に対して、我が国のエネルギー政策や補助事業・税制、工場・事業場等における省エネ取組事例など、省エネルギーに資する講演等を実施する。

①開催場所

メルパルク広島 6F 平成（広島市中区基町6-36）

②開催時期

平成30年2月13日（火）13:30～16:30

③参加人数

300人程度（会場の収容人員）

④参加募集

シンポジウムの参加者募集は、省エネ法に基づき指定された中国地域の特定事業者・特定連鎖化事業者及び指定工場等に対して案内状を送付するものとする。案内先リスト（約1,200件）は中国経済産業局から提供する。なお、より効果的な方法がある場合は提案とする。また、応募者が会場の収容人員を超える場合には、エネルギー管理統括者等が優先的に参加できるよう調整すること。

⑤ シンポジウムの内容等

以下の内容について、エネルギー政策に関する講演、省エネ関連施策等に関する説明、工場等の取組事例紹介の形式で行うこととし、詳細な内容については中国経済産業局と調整の

上、決定すること。なお、エネルギー管理統括者等の関心が高いと思われるテーマを追加する場合は提案とする。

《内容(予定)》

- I. 基調講演(学識経験者による、省エネの最新動向に関連するテーマ)
- II. 我が国の今後のエネルギー政策の方向性等に関する情報提供
- III. 来年度の省エネ関連の政府予算案、税制等関連施策に関する情報提供
- IV. 工場・事業場における効果的な省エネ取組事例の紹介 等

《構成》

内容 I を 50 分、II と III を合わせて 50 分程度、IV を各 30 分程度とし、休憩時間を含めて全体を 3 時間程度で行うこととする。詳細な構成は中国経済産業局と調整の上、決定すること。

《講演者》

I の講演者については、省エネルギーについて精通し、参加者に分かりやすく解説できる者を中国経済産業局と調整の上、選定すること。内容 II～III の説明については、資源エネルギー庁の職員等(旅費等不要)が行うこととし、I の講演者(1名)については、講演テーマとともに複数の候補者を提案すること。IV の講演者については、中国経済産業局が 2 名選定する。

《資料》

シンポジウムの各講演内容に関する資料集(⑥で使用する相談質問票及び⑦のアンケート票を含む)を作成し、参加者に配布すること。II と III に関する資料の情報は資源エネルギー庁又は中国経済産業局が、I と IV に関する資料の情報は講演者等が提供する。なお、資料の仕様については以下を想定するが、シンポジウムの内容等に応じて変更するものとする。

- ア. 資料集(議事次第・内容 I～IV、モノクロ・両面印刷・100 頁程度)
- イ. アンケート(モノクロ・片面印刷・1 頁)
- ウ. 相談窓口質問票(モノクロ・片面印刷・1 頁)

⑥相談窓口の設置

シンポジウム終了後、企業等からの省エネ法の解釈・運用や省エネルギーの手法等に関する個別の相談・質問に応じるための相談窓口を設置すること(30 分程度)。窓口の対応者は、中国経済産業局担当者が行う。

⑦アンケートの実施

シンポジウムの参加者に講演内容の理解度や要望等を把握するためアンケートを実施し、集計・分析を行い、その結果を報告書に記載すること。

⑧鳥取会場及び島根会場の会場確保

シンポジウム後 2 月末に、鳥取県(鳥取市内)及び島根県(松江市内)の各 1 か所において、一部の事例発表者等による講演会を開催することから、60 名程度の参加者が収容できる会議室(1 室×2 か所、公的機関も可)とマイク(3 本)を確保すること。日程は中国経済産業局より連絡する。(負担は会場費及びマイク代を想定、その他不要)

⑨留意事項

- ・シンポジウムの同日午前、同所において別途実施する「省エネルギー月間中国地区表彰式」と連携を図り、シンポジウムをより効果的なものとする。
- ・シンポジウムの講演者等や運営者の準備作業のための控室を用意する。
- ・その他、事業を実施する上で必要となる事項については、中国経済産業局と調整の上、実施すること。

4. 事業報告書等の作成

- ・ 3. に係る事業内容を記載した事業報告書（A4サイズ・カラー40頁程度）1部、及び同内容の電子媒体（CD-R等）1枚。

5. 納入場所

中国経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課

6. 事業実施期間

委託契約締結日から平成30年3月30日まで